

'2021年3月1日

出版文化社「育児休業諸制度の活用促進に向けた行動計画」
一次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」一

○社員の更なる能力発揮を後押しするとともに、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を進める観点から、次の「行動計画」を策定・実行していくものとする。

目 標	計画期間	対 策	実施時期
(1)産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険免除など制度の周知や情報提供を行う。 ○育児目的休暇の新設(2021.3) ○子の看護休暇の時間単位での取得(同)	2021.3以降 ～2023.3	①パンフレット(チラシ類)の作成に着手する。 ③パンフレット(チラシ類)を配布し、社員への周知のための説明会を実施する。	2021.3 2021.3以降 継続実施
(2)育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、管理職の研修を行う。	2021.3以降 ～2023.3	①研修内容、研修時期を検討する。 ②管理職研修を実施する。(東京・名古屋・大阪)	2021.3 2021.3以降 継続実施
(3)子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。	2021.3以降 ～2023.3	①お子さんの出産を控えている社員情報について、人事課で日頃より収集・整理しておく。 ②出産予定日の6か月前の段階で、育児休業を始めとした各種制度について個別に説明する機会を設ける。 ③出産予定日を間近に控えた2か月前の段階で、個別に要望内容を伺い相談を受ける機会を設ける。	2021.3以降 継続実施 対象者に 随時実施 対象者に 随時実施

目 標	計画期間	対 策	実施時期
(4)妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して、社員に配布し、制度の周知を図る。	2021.3以降 ～2023.3	①母性健康管理についての情報収集を開始し、パンフレットの作成に着手する。 ②制度に関するパンフレットを配布し、社員への周知を図る。 ③社内広報誌(年4回発刊)等にも掲載し周知する。	2021.8～9 2021.10～11 2022.春号 以降は随時

以 上